奄美市不妊治療費等助成制度のご案内



奄美市では、不妊に悩むご夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療費と特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のための通院に 要する交通費・宿泊費の一部を助成します。

対象となる治療費

- 1. 特定不妊治療・・・体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもの
- 2. 一般不妊治療・・・人工授精、タイミング療法、排卵誘発法
- 3. 不育治療・・・抗凝固療法やカウンセリング等
- 4. 男性不妊治療・・・内科的治療(薬物療法)や外科的治療(手術)

※入院費・食事代等、治療と直接関係しない費用は助成対象ではありません

対象となる旅費

・保険適用による特定不妊治療を受けた方で、鹿児島県本土までの交通費(9往復上限) と宿泊費(15泊ト限)となります。

※特定不妊治療のみとなります

対象となる方

- ・以下の全てに該当される方
- ○戸籍上の夫婦又は<mark>事実婚の夫婦</mark>で医師による不妊・不育治療を行っている方
- ○奄美市に3ヶ月以上、夫婦共に居住されている方
- ○各種健康保険に加入されている方
- ○治療対象者(女性のみ)が43歳未満(治療開始時)の方
- ○市税等の滞納がない方

助成の額及び期間

【治療費】

- 1. 特定不妊治療・・・治療費(自己負担分)の2分の1の額(1年度20万円上限)
- 2. 一般不妊治療・・・治療費(自己負担分)の2分の1の額(1年度 5万円上限)
- 3. 不育治療・・・・・・治療費の2分の1の額(1年度 5万円上限)
- 4. 男性不妊治療・・・・・・治療費の2分の1の額(1年度10万円上限)

☆助成期間は、初回の助成年度を初年度として通算5年間 (ただし、助成を受けてない年は通算期間に含まない)

【旅費等】

・鹿児島県本土までに要した交通費(基準額)及び宿泊費(1泊の上限額5,000円)の 3分の2の額

☆助成期間は、鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱の助成期間による

所得要件

【治療費】所得要件はありません

【旅費等】所得要件はありません

申請に必要な書類

【治療費】

- ①交付申請書
- ②受診等証明書
- ③請求書
- ④保険証のコピー(夫婦共)
- ⑤助成金振込先の通帳のコピー(申請者名義)
- ⑥治療費の領収書のコピー
 - ※事実婚の場合は事実婚であることの申立書

【旅費等】・・・上記書類以外に下記の書類が必要です

- ⑦旅費等の内訳書
- ⑧特定不妊治療受診等証明書
- ⑨交通費・宿泊費の領収書等

申請期限

【治療費】治療終了後、1年以内

(一般不妊治療については1回の治療終了後1年以内。複数回分を まとめて申請も可能)

【旅費等】治療終了後、1年以内

問い合わせ先

- ○奄美市名瀬総合支所 健康増進課 0997-52-1111
- ○奄美市住用総合支所 市民福祉課 0997-69-2111
- ○奄美市笠利総合支所 いきいき健康課 0997-63-111

※鹿児島県不妊治療費助成事業については、名瀬保健所までお問い合わせください。(Tel 0997-52-5411)